

高リスク及び非協力国・地域
国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：
継続プロセス

2014年10月24日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策の基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対処するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下の国・地域を特定した。これらの国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対処するとハイレベルの政治的コミットメントを書面で提出している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域の特定を継続していく。

FATF及びFSRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対処に関する進捗報告を継続する。FATFは、これらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期間内でのアクションプランの履行を要請する。FATFは、これらのアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを奨励する。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンはFATF及びAPG(アジア・太平洋FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2014年6月以降、同国は、テロ資金供与対策法の施行及び同規則の発出を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた措置を講じてきている。しかしながら、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、④資金洗浄に関連する資金を没収するため

の適切な手続の制定及び履行、⑤完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、及び⑥クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

アルバニア

アルバニアが FATF 及び MONEYVAL (欧州 FATF 型地域体) と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2012 年6月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善において顕著な進捗をみせている。同国は、適切な顧客管理義務規定の制定、テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築、国際協力のための枠組みの強化を含め、技術的なレベルではアクションプランの大部分に対処した。FATF は、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するべく、必要な改革及び取組の履行過程が進行しているか確認するため、実地調査を行う。

アンゴラ

2010 年6月に、及び 2013 年2月には改訂アクションプランを踏まえて再び、アンゴラは FATF と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2014 年6月以降、同国は、銀行による資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守状況の実地調査を開始することを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた措置を講じてきている。しかしながら、FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、この欠陥に対処するため、司法共助履行のための適切な法律及び手続きの確保により、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

カンボジア

カンボジアが FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2011 年6月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善において顕著な進捗をみせている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特

定し、凍結するための手続の制定、資金洗浄に関連する資産を没収するための手続の制定、効果的に機能する資金情報機関の設置、クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築を含め、アクションプランの大部分に技術的なレベルでは対処している。FATF は実地調査を行ったが、まだ上記改革の履行が開始されたかを判定できていない。FATF は、再度状況を審査する 2015 年の2月までに、カンボジアが進捗することを慫慂する。

ガイアナ

2014 年 10 月、ガイアナは、FATF 及び CFATF (カリブ諸国 FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。ガイアナは、これらの欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための手続の制定及び履行、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤効果的な顧客管理措置の制定や金融の透明性の強化、⑥疑わしい取引の届出義務の強化、及び⑦適切な監督の枠組みの履行を含め、アクションプランへの取組を継続すべきである。FATF は、同国がアクションプランの履行により、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処することを慫慂する。

イラク

2013 年 10 月、イラクは、FATF 及び MENAFATF (中東・北部アフリカ FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、これらの欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的な顧客管理措置の制定、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤疑わしい取引の届出義務の制定、及び⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの策定及び履行を含め、アクションプランへの取組を継続すべきである。FATF は、同国がアクションプランの履行により、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処することを慫慂する。

クウェート

クウェートが、FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した 2012 年6月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進捗をみせている。同国は、テロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し、凍結するための手続の制定、テロ資金供与に関する司法共助履行のための適切な法律及び手続きの整備の確保、顧客管理措置の制定、資金情報機関の設置、資金洗浄及びテロ資金供与に係る疑わしい取引の金融機関の届出義務の確保、テロ資金供与防止条約の批准を含め、技術的なレベルではアクションプランの大分部に対処している。FATFは、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程が進行しているか確認するため、実地調査を行う。

ラオス

2013 年 6 月、ラオスは FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。しかしながら、FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の制定及び履行、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤疑わしい取引の届出義務の制定、⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、及び⑦クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ナミビア

ナミビアが FATF 及び ESAAMLG (東南部アフリカ FATF 型地域体) と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した 2011 年6月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進捗をみせている。同国は、テロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続きの制定、監督当局が資金洗

浄・テロ資金供与対策の遵守状況の監督のために十分な権限を持つことの確保、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督プログラムの策定、資金情報機関の設置、資金洗浄・テロ資金供与対策について国が定める義務の不履行に対処するための効果的で適当且つ抑止力を備えた制裁の履行、及びテロ資金供与防止条約の批准を含め、技術的なレベルではアクションプランの大部分に対処した。FATF は、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程が進行しているか確認するため、実地調査を行う。

ニカラグア

ニカラグアがFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した2011年6月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制を改善するため、顕著な進捗をみせている。同国は、効果的な顧客管理措置及び記録保存義務の制定、資金洗浄及びテロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務の制定、全ての金融セクターのための資金洗浄・テロ資金供与対策の監督プログラムの策定、資金情報機関の設置、テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続きの制定を含め、技術的なレベルではアクションプランの大部分に対処した。FATFは、これまでにFATFによって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程が進行しているか確認するため、実地調査を行う。

パキスタン

パキスタンがFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した2010年6月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けて顕著な進捗を見せている。2014年6月、FATFは、同国が、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し、凍結し、没収するための手続の制定、完全かつ効果的に機能する資金情報機関の確保、金融サービス業者の規制の策定、クロスボーダーでの現金取引の管理体制の改善を含め、技術的なレベルではアクションプランの大部分に対処したと判定した。治安上の理由により、FATFは、必要な改革及び取組の履行過程が進行しているか審査するための実地調査を行うことが出来ていない。現在のところ、実地調査は、2015年2月のFATT会合の前に実施される予定である。

パナマ

2014年6月、パナマは、FATF及びGAFISUD(南米FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかしながら、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③透明性を強化するための効果的な顧客管理措置の制定、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤全ての金融機関及びDNFBPs(指定非金融業者及び職業専門家)に対する、疑わしい取引の届出義務の制定、⑥国際協力のための効果的な体制の確保を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

パプアニューギニア

2014年2月、パプアニューギニアは、FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。6月以降、同国は、顧客管理に係る健全性基準を発出することを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向け、措置を講じてきている。しかしながら、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、これらの欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の制定及び履行、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤疑わしい取引の届出義務の制定、⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、及び⑦クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

スーダン

2010年2月に、及び2013年6月には改訂アクションプランを踏まえ再び、スーダンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥

に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2014年6月以降、同国は、資産凍結義務に係る国際連合安全保障理事会決議(UNSCR)に関連する3つの命令の施行を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向け、取組を講じてきている。しかしながら、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、これらの欠陥に対処するため、①資金洗浄の前提犯罪について残存する欠陥への対処、②テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続の履行、③完全かつ効果的に機能する資金情報機関の確保、④顧客管理措置の改善、及び⑤司法共助に関する適切な法律及び手続の確保を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

シリア

シリアがFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した2010年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向け、進捗をみせている。2014年6月、FATFは、同国がテロ資金供与の犯罪化、及びテロリストの資産を凍結する手続の制定を含め、技術的なレベルではアクションプランの大部分に対処したと判定した。FATFは、同国がFATFと合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び取組の履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATFは、同国の状況を引き続き注視していく。

ウガンダ

2014年2月、ウガンダは、FATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2014年6月以降、同国は、資金情報機関の設置、及び報告主体へのガイダンスの発出を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向け、措置を講じてきている。しかしながら、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的な記録保存義務の確保、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤疑わしい取引の適切な届出義務の確保、⑥全ての金融セクターに対する、適切かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監

視プログラムの確保、及び⑦資金情報機関及び監督当局の国際協力に関する適切な法律及び手続の確保を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATFは、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

イエメン

イエメンが、FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処し、ハイレベルの政治的コミットメントを示した 2010 年 2 月以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。2014 年 6 月、FATF は、同国が、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続の制定、顧客管理及び疑わしい取引の届出義務の改善、ガイダンスの発出、金融監督当局及び資金情報機関の監視・監督能力の開発を含め、技術的なレベルではアクションプランの大部分に対処したと判定した。FATF は、同国が FATF と合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATF は、同国の状況を引続き注視していく。

ジンバブエ

ジンバブエが FATF 及び ESAAMLG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した 2011 年 6 月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向け、顕著な進捗をみせている。同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続の制定、資金情報機関の設置、金融機関が資金洗浄及びテロ資金供与に係る疑わしい取引の届出義務を認識し、遵守することの確保、及びテロ資金供与防止条約の批准を含め、技術的なレベルではアクションプランの大部分に対処した。FATF は、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するために必要な改革及び取組の履行過程が進行しているか確認するため、実地調査を行う。

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：
継続プロセスの対象から除外される国・地域

アルゼンチン

FATF は、アルゼンチンの資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATF により 2011 年 6 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対処を FATF 及び GAFISUD と協働して継続する。

キューバ

FATF は、キューバの資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATF により 2013 年 2 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の更なる体制強化に向け、GAFISUD と協働する。

エチオピア

FATF は、エチオピアの資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATF により 2010 年 6 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の更なる体制強化に向け、ESAAMLG と協働する。

タジキスタン

FATF は、タジキスタンの資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善における顕著な進

捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATFにより2011年6月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対処をEAGと協働して継続する。

トルコ

FATFは、トルコの資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATFにより2010年2月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対処をFATFと協働して継続する。

(以 上)